

令和6年2月吉日

市立各幼・小・中・高等学校(園)

保護者 様

習志野市教育委員会

学校教育課学校教育課長

児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について

日頃より、学校保健に対し御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、児童生徒等の健康診断実施にあたりましては、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になることが懸念されております。

このような状況の中、文部科学省より学校保健関係者の意見を踏まえ、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者等の連携などについての考え方について取りまとめた旨の通知がありました。

本市においては、これまでも健康診断の意義や重要性、検査・診察の内容や方法、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮し、事前に学校医と協議の上、下記のような取り組みを行っているところですが、改めて、健康診断実施にかかる環境整備について周知させていただきます。

記

1. 検査・診察における対応について

- ・男女別に検査・検診を行う。
- ・検査・診察時には、児童生徒等の身体が周囲から見えないよう、囲いやカーテン等により、個別の検査・診察スペースを用意する。
- ・女子児童生徒等の検査・診察に立ち会う教職員は女性となるよう、教職員の役割分担を調整する。
- ・検査・診察の会場内では、待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒等に結果等が知られたりすることがないように注意する。
- ・着替える場所を用意したり、待機時には体操服やタオル等で身体を隠せるようにしたりするなどの工夫を行う。

2. 検査・検診時の服装について

検査・検診時の服装については、正確な検査・診察に支障がない範囲で、原則、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆い、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮します。

また、検査・診察の場面においては、正確な検査・診察のため、必要に応じて、医師が、体操服・下着やタオル等をめくって視触診したり、体操服・下着等の下から聴診器を入れたりする場合があります。